

令和3年4月16日

保護者の皆様

草津市立草津第二小学校  
校長 角 玲子

## 台風などの非常変災、その他緊急事態における対応について（お知らせ）

日頃は、本校教育に対しまして格別のご支援ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。さて、台風・地震など非常変災時の対応につきまして、次のとおり臨時の措置をとる場合がありますのでお知らせします。

児童の安全確保のため、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 台風など、荒天の場合

#### 1. 滋賀県教育委員会が県内一斉に臨時休業の措置をとる場合

※午前7時の時点において滋賀県全域または近江南部に暴風警報・暴風雨警報など暴風を含む警報が発令中の場合は臨時休業とします。テレビ放送等で確認してください。

#### 2. 草津市教育委員会が市内一斉に臨時休業の措置をとる場合

※午前7時の時点において草津市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。テレビ放送等で確認してください。

#### 3. 草津市教育委員会ならびに学校長が判断し臨時休校や自宅待機等の措置をとる場合

※暴風を含む警報の発令がない場合でも、登校時に暴風警報が発令される恐れのある場合や、風雨が激しく危険が予測される場合は、臨時休業または自宅待機等の措置をとる場合があります。

※登校後に暴風警報が発令された場合は、授業時間の短縮措置をとり、分団下校を行います。

※特別な事情により学校判断で始業時刻を遅らせたり、臨時休業の措置をとったりする場合は、学校から緊急連絡メールなどで連絡をします。

※状況により、保護者のお迎えをお願いすることがあります。この場合、緊急連絡メールなどで連絡します。

※「避難準備勧告」「避難勧告・指示」が発令された場合は、草津市内の学童保育は閉鎖となります。

※上記1. 2による臨時休業等の指示が出る見込みが強いと考えられる場合には、公共放送に注意し、非常の事態に備えてください。

※突発的な雷雨や豪雨等により、児童の登校に危険が予測される場合は、学校や教育委員会からの特別な指示がなくても、各保護者の判断で児童の登校を遅らせるなどして、登校の安全に十分ご配慮ください。

- 草津第二小学校は、非常変災時その他緊迫事態が発生した場合、災害時の「避難場所」に指定されています。

裏面もご覧ください

## 地震の場合

以下、草津市の震度について

震度 5 弱以上のとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・登校日の前日午後 5 時以降から始業開始時刻（午前 8 時 20 分）までの間に草津市で震度 5 弱以上の揺れを観測した場合、臨時休業とします。</li><li>・登校中の場合、学校、自宅近い方に避難します。登校した児童は、その後、保護者へ引渡しを行います。</li></ul>
震度 4 以下のとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則として、平常通り授業を行います。</li></ul> ※保護者におかれましては通学路の状況等を考慮いただき、安全と判断されてからお子様を登校させていただきますようお願いいたします。

## 飛翔体の飛来に伴う対応をとる場合

- ・一律に臨時休業とはせず、時間にかかわらず、避難勧告（Jアラート）の発令内容による対応とします。

◇緊急メール一斉配信の登録がまだの方は、登録のご協力をお願いします。

◇メール配信に努めますが、つながりにくい状況も考えられます  
学校のホームページや報道機関の情報もご参考ください。

草津市立草津第二小学校

〒525-0032 草津市大路二丁目 7-6 2

TEL. 077-563-3800 FAX. 077-563-3990

不審者情報や事故があれば、すぐ警察に連絡をお願いします。

☆警察：110 ☆草津警察署：563-0110

☆駅前交番：562-6565 ☆野村交番：564-5511

**\*この文書は、よくお読みいただき、大切に保管しておいてください。**